九二九七〇八三六八七」を「〇・〇二一六一三六三三一八〇」に改め、同項第三号イ中「一万千五百二十五円九十九銭」を「一万二千七百六十七円六銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一五八二六五一七四四五」を「〇・〇一八一二六二四七九八〇」に改め、同条第三項中「九千二百九十八円九十九銭」を「一万三百五十九円二十四銭」に、「〇・〇一九二九七〇八三六八七」を「〇・〇二一六一三六三三一八〇」に、「9,298円99銭」を「10,359円24銭」に、「0.019297083687」を「0.021613633180」に改め、同条第四項中「一万千五百二十五円九十九銭」を「一万二千七百六十七円六銭」に、「〇・〇一五八二六五一七四四五」を「〇・〇一八一二六二四七九八〇」に、「11,525円99銭」を「12,767円6銭」に、「0.015826517445」を「0.018126247980」に改める。

附則第四条の二（見出しを含む。）及び附則第五条（見出しを含む。）中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「四万六千六百八円十七銭」を「四万九千三百二十九円三十九銭」に、「四万七千五十六円六十四銭」を「四万九千七百七十二円七十六銭」に、「0.3940」を「0.4120」に、「0.3974」を「0.4086」に、「883円68銭」を「15円46銭」に、「937円58銭」を「865円79銭」に、「〇・〇九三八〇四」を「〇・〇九七三一二」に、「〇・〇九五三八二」を「〇・〇九九〇三」に、「0.0000000735」を「0.0000000745」に、「0.0000000752」を「0.0000000772」に、「0.008506」を「0.008140」に、「0.008111」を「0.007499」に、「九千二百九十八円九十九銭」を「一万三百五十九円二十四銭」に、「九千二百二十二円二十八銭」を「一万三百六十円九十銭」に、「〇・〇一九二九七〇八三六八七」を「〇・〇二一六一三六三三一八〇」に、「〇・〇一九四一七九一六八七三」を「〇・〇二一四八二五九六八七七」に、「9,298円99銭」を「10,359円24銭」に、「9,222円28銭」を「10,360円90銭」に、「0.019297083687」を「0.021613633180」に、「0.019417916873」を「0.021482596877」に、「一万千五百二十五円九十九銭」を「一万二千七百六十七円六銭」に、「一万千八百九十七円九十七銭」を「一万二千八百七十六円十九銭」に、「〇・〇一五八二六五一七四四五」を「〇・〇一八一二六二四七九八〇」に、「〇・〇一五八八四二〇〇六九五」を「〇・〇一八一八二六七〇七〇一」に、「11,525円99銭」を「12,767円6銭」に、「11,897円97銭」を「12,876円19銭」に、「0.015826517445」を「0.018126247980」に、「0.015884200695」を「0.018182670701」に改める。

附則第八条（見出しを含む。）中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の調整交付金から適用する。